

# 令和6年度新たな 住民税非課税世帯等給付金のご案内



- **令和6年度新たに**住民税均等割非課税となった世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**令和6年10月31日（必着）**までに**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **10** 万円  
(18歳以下の児童※がいる世帯は、  
児童一人につき **5** 万円加算されます。)  
※平成18年4月2日以降生まれの児童

## 給付金の支給時期

香芝市が確認書(または申請書)を  
受理した日から1ヶ月後が目安です。

## 支給対象と手続き

### 支給対象となる世帯

**基準日（令和6年6月3日）**時点で香芝市に住民登録のある世帯のうち  
以下のどちらかに該当する世帯

○世帯全員の令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

○世帯全員の令和6年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

※ 住民税が課税されている方や住民税均等割が課税されている方の**扶養親族のみの世帯**を除きます

**【注意】** 既に令和5年度に実施した物価高騰対応重点支援給付金を受給の世帯や  
他市町村から同様の給付金(10万円/世帯)を受給の世帯は支給対象外です。

世帯の全ての方が令和6年1月1日  
以前から現住所に  
お住まいの場合

**確認書**が届きます

※世帯全員の課税状況が確認できない場合は  
申請書を送付しています。

裏面「Ⅰ」をご覧ください

令和6年1月2日以降に転入  
または世帯構成に変更等が  
あった世帯

**申請書**が届きます

※R6.1.2以降の転入者でも課税状況が確認  
できた方については確認書を送付しています。

裏面「Ⅱ」をご覧ください

香芝市から

# 給付金の支給手続き

基準日において、香芝市に住民登録があり

**新たに令和6年度住民税均等割非課税世帯等に該当する世帯**

## I 世帯の全ての方が、令和6年1月1日 以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、香芝市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**添付書類**と一緒に香芝市へ**返信してください**。
- 子ども加算対象世帯は、必ず「**子ども加算対象**」の欄に生計を同一にする児童かどうか**チェック**してください。



## II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合 世帯の中に、令和6年度市町村民税が**未申告である方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です**。
- 申請書に必要事項を記入して、**添付書類**と一緒に香芝市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
- 子ども加算対象世帯は、必ず「**子ども加算対象**」に**チェック**してください。



**!** 申請前に記入された内容や添付書類のもれがないか等ご確認ください。

### 【添付書類】

口座確認書類：通帳（見開きページ）またはキャッシュカードの写し

本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し

**!** 令和6年度新たな住民税非課税世帯等給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(**#9110**)にご連絡ください。

お問い合わせ「令和6年度新たな住民税非課税世帯等給付金窓口」

### 香芝市コールセンター

**☎ 0745-43-6403** 受付時間 平日9:00～17:00

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市総合福祉センター 1F 生活支援課内

※ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。